

令和 2 年 第 3 回 筑前町議会定例会会議録	
招集年月日	令和 2 年 9 月 7 日 (月)
招集の場所	筑前町役場議会議場
開 会	令和 2 年 9 月 7 日 (月) 1 5 時 3 0 分
散 会	令和 2 年 9 月 7 日 (月) 1 6 時 3 3 分
出席議員	議長 田 中 政 浩 1 番 寺 原 裕 明 2 番 柳 雅 明 3 番 持 山 英 幸 4 番 石 橋 里 美 5 番 木 村 和 彦 6 番 深 野 良 二 7 番 田 口 讓 司 8 番 山 本 一 洋 9 番 奥 村 忠 義 1 0 番 山 本 久 矢 1 1 番 木 村 博 文 1 2 番 河 内 直 子 1 3 番 横 山 善 美
出席議員数	1 4 名
欠 席 議 員	な し
地方自治法 第 1 2 1 条 の規定によ り説明の為 に出席した 者の職氏名	町 長 田 頭 喜久己 副 町 長 中 野 高 文 教 育 長 入 江 哲 生 総 務 課 長 近 藤 亮 太 企 画 課 長 岩 下 定 徳 財 政 課 長 神 本 浩 美 税 務 課 長 吉 浦 高 幸 住 民 課 長 亀 田 美 香 出 納 室 長 人 権 ・ 同 和 対 策 室 長 健 康 課 長 古 川 秀 志 環 境 防 災 課 長 川 波 剛 建 設 課 長 堀 内 明 都 市 計 画 課 長 林 浩 嗣 農 林 商 工 課 長 倉 掛 俊 一 上 下 水 道 課 長 尾 籠 浩 一 郎 福 祉 課 長 宮 崎 宣 匡 こ ども 課 長 一 木 眞 澄 教 育 課 長 橋 本 照 美 生 涯 学 習 課 長 福 本 歆
欠 席 者	な し
本会議に職 務のために 出席した者 の職氏名	議会事務局長 議会事務局議会係長 仲 村 浩 之 田 中 晴 美

議 事 録

令和 2 年第 3 回定例会

[初 日]

令和 2 年 9 月 7 日 (月)

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	こんにちは。 令和２年第３回筑前町定例会の開会に先立ちまして、町民憲章の朗読を行いたいと思います。恐れ入りますが、ご起立の上、ご協力の方をお願いいたします。 本文のみの朗読をいたします。 一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。 一つ、私たちは、伝統と文化を守り育てる筑前町をつくります。 一つ、私たちは、平和を願い、命を大切にする筑前町をつくります。 一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。 一つ、私たちは、子どもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。 一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。 ありがとうございました。ご着席ください。
議 長	皆様、お疲れさまでございます。 本日の出席議員は、１４人につき定足数に達しております。 ただいまから、令和２年第３回筑前町議会定例会を開会します。 （１５：３０）
日程第１	
議 長	日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２４条の規定によって、 ８番 山本一洋議員及び９番 奥村忠義議員を指名します。
日程第２	
議 長	日程第２「会期の決定について」を議題とします。 お諮りします。 本定例会の会期は、本日９月７日から１８日までの１２日間としたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議 長	異議なしと認めます。 したがって、会期は、本日から９月１８日までの１２日間と決定いたしました。
日程第３	
議 長	日程第３「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を求めます。 町長
町 長	こんにちは。 本日は、令和２年第３回定例会を招集しましたところ、全員ご出席いただき、ありがとうございます。 ご挨拶申し上げます。 ６月定例会以降、新型コロナウイルス感染症対応を継続しながら、７月の長雨、８月の猛暑、酷暑、そして９月の台風対応等、日々、自然環境と闘い、あるいは共生を求めて業務を遂行してまいりました。今回の台風１０号対策につきましては、警戒本部を立ち上げ、９か所の避難所を開設し、環境防災課を中心に各課、動員職員で２４時間対応とし、あわせて、地域別に被災状況を調査中でございます。 さて、本定例会は、令和元年度の決算報告について審議いただくものでもございますが、健全財政等、地域の活性化について、特に人口減少社会の中での人口や財政指数等の動向につきまして、審議をよろしくお願い申し上げます。また、補正予算追加で提出予定の補正予算等では、喫緊の国家的課題でもあります新型コロナウイルス対策等の予算を提案させていただきます。先の見えない病原菌対策について、

	国の指導指針を基本としながら、町独自の事業予算を提案予定でございます。緊急事態時の住民の意向を念頭に、ボトムアップとトップダウンのバランスを取りながら、事業編成したものでございます。 町は生き物だと言われます。1年前までに予測だにできなかったウイルス対策が、国家の、また自治体の最重要課題になろうとは、多くの方々が予測できなかった事態でございます。しかし、私どもは、どんな課題にも解決に向かって前進してまいります。ピンチこそチャンスとの思いで努力していく所存でございます。さらなる議会のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、定例会冒頭の挨拶とさせていただきます。 それでは、本日提案します議案等20件の説明を申し上げます。 なお、今会期中に追加議案の上程を予定していますので、このことにつきましてもよろしくお願いいたします。 諮問第2号及び第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、委員の任期が令和2年12月31日をもって任期満了になり、後任の候補者を推薦したいので議会の意見を求めるものです。 報告第4号 株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況につきましては、当該法人より経営状況を説明する書類の提出があり、これを承認したので、地方自治法の規定により報告するものです。 報告第5号 専決処分報告につきましては、町所有のゴミ置場での事故について損害を賠償し、和解するにあたり地方自治法の規定により専決処分したので、報告するものです。 報告第6号 令和元年度筑前町財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に資するため、当該健全化判断比率を議会に報告するものです。 報告第7号 令和元年度筑前町公営企業の資金不足比率につきましても、同じく公営企業の健全化を図るため、当該資金不足比率を議会に報告するものです。 議案第35号 町道の路線認定につきましては、道路法の規定により議会の議決を求めるものです。 議案第36号 筑前町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、町長等の損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定めるため議会の議決を求めるものです。 議案第37号 筑前町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、福岡県子ども医療費支給制度が令和3年4月1日から一部改正されることに伴い、対象年齢を拡大することについて、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。 議案第38号 筑前町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、筑前町子ども医療費に支給に関する条例の一部改正に伴い、対象年齢を拡大することについて、当該条例の一部を改正する必要が生じたことにより議会の議決を求めるものです。 議案第39号 筑前町立大刀洗平和記念館条例の一部を改正する条例の制定につきましては、入館促進のため、年間パスポートを新設するにあたり、入館料の一部変更を行う必要があるため議会の議決を求めるものです。 議案第40号 令和2年度筑前町一般会計補正予算（第4号）につきましては、補正額2億2,599万5,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額をそれぞれ162億4,439万4,000円とするものです。 増額補正する主なものは、 「7月大雨による災害復旧事業 1億2,909万3,000円」、
--	--

	園芸農業での高性能省力機械の導入を支援するための 「園芸産地労働力代替緊急支援事業補助金 2,058万8,000円」 などを追加するものです。 議案第41号 令和2年度筑前町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、資本的収入の予定額を7,540万円増額し、4億2万1,000円、資本的支出の予定額を7,540万円増額し、7億6,998万3,000円とするものです。 認定第1号から認定第7号につきましては、筑前町の一般会計と6つの特別会計等の合計7会計の令和元年度決算の認定についてであります。いずれの会計につきましても、事業目的達成のため最少の経費で最大の効果をあげるべく鋭意努力したところでございますが、その内容につきましては先般より監査委員による決算審査を受け、その結果は別添の「決算審査意見書」のとおりであり、後ほど審査意見が述べられることと思います。 また、内容等の審議につきましては、例年どおり決算特別委員会において付託審議がされると思いますので、その時に、よろしくお願い申し上げます。 以上が本日提案しました議案等の提案理由でございますが、いずれも重要な案件でございますので、慎重に、ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、開会にあたりましてのご挨拶と議案等の説明といたします。 よろしくお願い申し上げます。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第4	
議 長	日程第4 諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。 説明を求めます。 人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	議案書の3ページをお願いいたします。 諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」 人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。 本日提出、町長名でございます。 氏名 尾畑 潮美。 住所 福岡県朝倉郡筑前町久光。 生年月日。 提案理由は先ほど町長が説明したとおりです。 現職の尾畑潮美委員の任期満了に伴い、再任のため推薦しようとするものです。尾畑氏の経歴につきましては、別途配付しております参考資料1ページ目に経歴書を記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。 以上、ご提案いたします。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	これから討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。

	諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決します。 本件は、推薦者を適任であるとのことに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手、全員です。 したがって、本件は、適任であることに決定いたしました。
日程第5	
議 長	日程第5 諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。 説明を求めます。 人権・同和対策室長
人権・同和対策室長	それでは、議案書の4ページをお願いいたします。 諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」 人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。 本日提出、町長名でございます。 氏名 木許敦子。 住所 福岡県朝倉郡筑前町中牟田。 生年月日。 提案理由は先ほど町長が説明しましたとおりです。 人権擁護委員の岡松明子委員の任期満了に伴い、後任の候補者として推薦しようとするもので、木許氏の経歴につきましては別途配付しております参考資料2ページ目に経歴書を記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。 以上、ご提案いたします。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これから討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決します。 本件は、推薦者を適任であることに賛成の方、挙手願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、本件は、適任であることに決定いたしました。
日程第6	
議 長	日程第6 報告第4号「株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況について」を議題とします。 説明を求めます。 農林商工課長
農林商工課長	議案書5ページをお願いします。 報告第4号「株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況について」

	株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里から経営状況を説明する書類の提出があり、これを承認したので地方自治法第243条の3第2項の規定により、別冊のとおり提出する。 本日付、町長名です。 それでは、お手元に別冊資料を2冊配付していますが、そのうち報告第4号関係（添付資料1）、第12期の決算報告書をお手元をお願いします。なお、記載の金額につきましては全て税抜金額で記載されていることを申し添えます。 まず、1ページ開いていただきまして2ページ、2ページの貸借対照表の左側、資産の部でございます。流動資産の合計は1億3,998万2,831円、内訳は以下に記載されております現金及び預金から未収入金の合計です。 次に、固定資産として合計2,053万7,452円です。内訳として、有形固定資産2,000万5,058円、無形固定資産47万5,334円、投資その他の資産5万7,060円でございます。このうち、有形固定資産の建物及び建物付属設備につきましては、レストランや弁当工場の固定資産でございます。 以上、資産の部合計として、1億6,052万283円でございます。 次に、右側の負債の部でございます。 流動負債の合計は5,587万3,700円であり、内訳は買掛金から未払消費税まで記載のとおりでございます。 次に、純資産の部につきましては当期資本金4,100万円であり、前期からの額の変更はございません。 次に、利益剰余金6,331万6,583円は、前期までの利益準備金4万1,000円及び任意積立金4,411万8,009円と当期の繰越利益剰余金1,915万7,574円の合計です。 以上により、第12期の純資産の合計は1億431万6,583円であり、負債及び純資産の部の合計は1億6,052万283円となっています。 続きまして、3ページの損益計算書をご覧くださいと思います。 純売上高合計3億2,331万316円でございます。なお、直売所の売上げにつきましては、税法上、受託販売手数料収入として7,172万6,169円の計上がなされております。 次に、売上原価、合計1億9,783万680円は商品仕入や当期製品製造原価などの諸経費でございます。 以上、純売上高から当期売上原価、及び、販売費及び一般管理費1億256万9,274円などを差し引きまして、営業利益2,495万742円でございます。 次に、営業外収益の合計は302万8,812円でございます。主なものは取扱手数料収入、補助金収入などでございます。また、営業外費用は2万2,080円となっております。 以上、トータルして経常利益2,795万7,474円となり、法人税等を差し引き、当期純利益が1,915万7,574円の決算となっているところでございます。なお、4ページには先ほど説明いたしました販売費及び一般管理費の内訳が記載されています。 続きまして、5ページに直営製造部門の製造原価報告書が記載されています。続いて、6ページ、7ページに決算に関する関係資料、8ページに監査意見書の添付がなされております。 以上で、株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況の報告を終わります。
議 長	説明が終わりました。

	これから質疑を行います。 河内議員
河内議員	２ページの貸借対照表なんですけれども、流動資産の一番下、未収入金５２９万 ９、４１３円、これは全額回収の見込みはあるのでしょうか。お尋ねします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 未収入金５２９万９、４１３円、全額収入として回収のところでございます。 以上です。
議 長	他にございませんか。 河内議員
河内議員	もう一点、２ページでお尋ねします。 負債の部の流動負債、２番目の未払金１、８３５万７、２４１円あります。これは どういう理由で未払金となっているのかお尋ねします。
農林商工課長	お答えします。 未払金１、８３５万７、２４１円の計上の理由といたしましては、支払いが翌月に ずれたというところで、３月３１日までに支払いが終えなかったというところでご ざいます。なお、全て支払いはその後終わっておるところです。 及び、ちょっとプラス付け加えてどういうものがあるかといいますと、例えば共 栄ビル・パートナーズさん、金子商会さん、ヨシヅカさん、あるいは職彩工房たく みさんとかそういったところの支払い等が翌月以降にずれたというところでござい ます。
議 長	他に質問ございませんでしょうか。 (質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これで本件の報告を終わります。
日程第７	
議 長	日程第７ 報告第５号「専決処分の報告について（町所有のゴミ置場にて発生した 事故）」を議題とします。 説明を求めます。 総務課長
総務課長	議案書６ページお願いいたします。 報告第５号「専決処分の報告について」 地方自治法第１８０条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同 条第２項の規定により報告する。 本日付、町長名でございます。 ７ページお願いいたします。 令和２年専決第７号、専決処分書でございます。７月２０日に専決処分を行った ものでございます。 内容につきましては下記のとおりでございまして、 事故名 町所有のゴミ置場にて発生した事故。 ２ 事故発生日 令和２年３月１９日。 ３ 事故の相手方 町内居住者１名。 ４ 事故の概要 町所有のゴミ置場で子どもさんが１人で遊んでいたところ、レ ンガ積ブロックが倒れてきて、顔に擦り傷を負い、ブロックが右ヒザにあたり骨折 したものでございます。 ５ 損害賠償額 ４１万８、４９０円。

	なお、事故当事者とは令和２年７月２０日に示談が成立し、７月２７日に全国町村会総合賠償補償保険により支払いが完了しておることを申し添えます。 以上です。
議 長	説明が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑ないようです。 これで、本件の報告を終わります。
日程第８	
議 長	日程第８ 報告第６号「令和元年度筑前町財政健全化判断比率について」を議題とします。 報告を求めます。 財政課長
財政課長	議案書の８ページをお願いします。 報告第６号「令和元年度筑前町財政健全化判断比率について」 令和元年度筑前町財政健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第３条第１項の規定により、別紙のとおり報告する。 本日付、町長名でございます。 ９ページをお願いします。 健全化判断比率報告書でございます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字ではありませんので比率はございません。実質公債費比率につきましては、公債費の標準財政規模に対する比率となっております。１２．１％で前年度より１．３％改善しています。この比率は、３年間の平均で算出をされます。令和元年度の単年度の比率が１０．５％となったために、３年間平均の数値が改善されております。令和元年度が改善した要因は、税収等の標準財政規模が増加をした一方で、元利償還金等が縮小したことによるものです。将来負担比率につきましては７９．１％となり、前年度より２３．４％改善しています。将来負担比率は地方債など将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。地方債現在高が確実に減少していること及び算定方式が一部変更になったことにより、大きく改善したものであります。 １０ページは監査委員の審査意見書となっております。 以上で報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。 これから質疑を行います。 河内議員
河内議員	１０ページの将来負担比率についてお尋ねします。 令和元年度は算定方式が変更したため大きく減少したとありましたが、元の算定方式でした場合、どのくらいの数字になるのかお尋ねします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 ちょっと小数点以下をちょっと記憶がしておりませんが、算定方式が変更なくとも１１％ほど改善しております。算定方式の変更によりまして１２％ほど改善したということになっています。
議 長	ほかにご覧いませんか。 (質疑なし)

議 長	質疑がないようです。 これで、本件の報告を終わります。
日程第 9	
議 長	日程第 9 報告第 7 号「令和元年度筑前町公営企業の資金不足比率について」を議題とします。 報告を求めます。 財政課長
財政課長	議案書の 11 ページをお願いします。 報告第 7 号「令和元年度筑前町公営企業の資金不足比率について」 令和元年度筑前町公営企業の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第 22 条第 1 項の規定により、別紙のとおり報告する。 本日付、町長名です。 12 ページをお願いします。 記載のとおり、資金不足比率報告書でございます。三つの公営企業会計いずれも資金不足はなかったことを報告いたします。 13 ページは監査委員の審査意見書となっております。 以上で報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。 これから質疑を行います。 質疑ございませんか。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これで、本件の報告を終わります。
日程第 10～ 日程第 16	
議 長	会議規則第 35 条の規定により、日程第 10 から日程第 16 までを一括議題とします。 お諮りします。 一括議題とした日程第 10 議案第 35 号から日程第 16 議案第 41 号までは、議案の説明のみ行いたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、順次議案の説明を求めます。 建設課長
建設課長	議案書の 14 ページをお願いいたします。 議案第 35 号「町道の路線認定について」 別紙のとおり町道路線を認定するものとする。 本日付提出、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほど町長より、ご説明がありましたので、省略させていただきます。 15 ページをお願いいたします。 認定路線でございます。今回、新規認定いたします路線番号の 1436、藤蔵掘開発団地 3 号線につきましては、民間開発に伴い路線認定を行うものでございます。具体的な箇所につきましては原地蔵になりますけれども、別途に参考資料を配付させていただいておりますので、そちらを、ご参照いただきたいと思います。よろし

	くお願いいたします。以上でございます。
議 長	総務課長
総務課長	議案書16ページをお願いいたします。 議案第36号「筑前町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由は町長説明のとおりでございます。 17ページをお願いいたします。 筑前町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例。 第1条に、この条例の制定趣旨を述べているところでございます。 第2条に、町長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、各区分に応じた数を乗じて得た額を控除した額について免れられるというものです。例えば、第1号の町長につきましては、基準給与年額の6倍を超える部分について免責をされるということになるところでございます。 附則として、この条例につきましては、公布の日から施行することとしています。 以上、説明を終わります。
議 長	健康課長
健康課長	議案書の18ページをお願いいたします。 議案第37号「筑前町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由は町長説明のとおりでございますが、今回の条例の一部改正につきましては、福岡県が少子化対策の一つとして福岡県子ども医療費支給制度を通院・入院とも中学生まで引き上げ、令和3年4月1日改正することに伴い、本町もこれに準じて少子化対策として制度の拡充を行い、子育て家庭の経済的負担軽減を図るものでございます。 19ページをお願いいたします。 本町につきましては、現行で独自に入院のみ中学生まで、小学生と同じく1日500円の月7日限度の月3,500円を自己負担額上限として制度化しております。このことから、入院につきましては、今回の県改正と同じ内容で現行で行っております。このことから、すでに同じ内容で制度化しておりますので、第4条の第1号が略となっているような状況でございます。したがって、今回の県改正に準じて制度の拡充を行いますのが、通院について中学生まで改正するものでございます。このことが、前後いたしますけども、第4条第1項の改正案2行目から3行目で、現行の括弧書きが省かれ、小学生・中学生まで入院・通院とも支給対象とするものでございます。 次に、今回、通院を中学生まで拡大し、通院の自己負担額を県改正と同じく月1,600円の上限と新たに追加し定めますのが、第2号のイとなります。アにつきましては現行で規定されている小学生の通院規定であり、中学生の通院を追加することで条文の整理を行っているものでございます。 次に、20ページの現行第2項が改正案では省いておりますけども、これにつきましては、重度障害者医療を適用される中学生が、今回の子ども医療費支給制度の改正により入院における自己負担額も同じ1日500円の月7日限度の月3,500円となることから省くものでございます。

	あとの改正につきましては、今回の改正に係るものとあわせ、適切な条文に見直しを行ったものとございます。 21ページ、附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものであり、施行日前においても受給資格者に対し医療証を交付することができるものとするものとございます。 最後に、今回の一部改正の条文にはございませんが、所得制限につきましては、県は児童手当準拠で所得制限を設けておりますが、本町におきましては現行で所得制限なしで行っておりますので、改正後も本町独自で所得制限なしで行います。なお、県制度に準じて行う県補助は現行から変更なく2分の1となっており、これにより、県が設けている所得制限はございますが、本町で現行独自で行っています中学生の入院と新たに追加する通院につきましては、改正後、県の2分の1補助が適用されることになります。 以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。 続きまして、議案書の22ページをお願いいたします。 議案第38号「筑前町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由は町長説明のとおりでございますけれども、子ども医療費支給制度が改正されるに伴い、所要の改正を行うものであり、中学生までの入院における自己負担日数を月20日限度の月1万円上限から月7日限度の月3,500円上限に改正し、経済的負担軽減を図るものとございます。この改正箇所が、24ページの第4条の12歳から15歳へと改正するものとございます。 あとの改正につきましては、今回の改正に係るものとあわせ、適切な条文に見直しを行ったものとございます。 また、子ども医療費の支給に関する条例の一部改正と同じく、26ページ附則として、この条例は令和3年4月1日から施行するものであり、施行日前においても受給資格者に対し医療証を交付することができるものとするものです。なお、県制度に準じて行う県補助は、現行から変更なく2分の1となっております。 以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議 長	企画課長
企画課長	議案書の27ページをお願いいたします。 議案第39号「筑前町立大刀洗平和記念館条例の一部を改正する条例の制定について」 標記の条例を別紙のとおり提出する。 本日付、町長名でございます。 提案理由につきましては、町長提案のとおりでございます。 28ページをお願いいたします。 筑前町立大刀洗平和記念館条例の一部を次のように改正するものであります。第6条関係の別表、入館料に係る規定において、平和記念館の年間パスポート料金を規定し、来館者の促進及び記念館への支援、PRを促進するものであります。料金は大人3,000円、高校生1,500円、小学生・中学生については、1,000円とするものであります。 附則、この条例は令和2年11月1日から施行する。以上でございます。
議 長	財政課長
財政課長	議案書29ページをお願いいたします。

	議案第40号「令和2年度筑前町一般会計補正予算（第4号）について」令和2年度筑前町一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。本日付、町長名でございます。 別冊の令和2年度一般会計補正予算（第4号）をお願いします。 1ページです。令和2年度筑前町の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,599万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162億4,439万4,000円とするものです。 第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。6ページの第2表、地方債補正をお願いします。臨時財政対策債、一般会計出資債、災害復旧事業債の限度額をそれぞれ増額をするものです。 それでは、歳出のほうから説明いたします。12ページをお願いします。 過年度の補助金返還金等につきましては、説明を省略をさせていただきます。 2款1項5目財産管理費570万円の増額は、子育て支援センターあいあいがある建物の外部工事です。外階段の老朽化により危険な状態にあります。その取替えと併せて外壁等のリフレッシュ工事を行うものです。 8目森林環境譲与税基金費363万3,000円の増額は、譲与税の増額により積立額を増額をするものです。 21目行政情報処理費95万5,000円は、GIGAスクールの光通信費及びプロバイダー料です。 25目防犯対策費58万1,000円の増額は、防犯灯の新設工事費です。 2款2項徴税費334万9,000円は、産休代替等に伴う人材派遣委託料です。 2款3項戸籍住民基本台帳費146万3,000円の増額は、住民基本台帳及び戸籍システム改修委託料です。 3款1項1目社会福祉総務費133万9,000円の増額は、シニアクラブ運営補助金として社会福祉協議会に助成をするものです。 5目老人福祉費55万円の増額は、シニアクラブ活動に対する補助金です。 7目重度障害者医療対策費318万2,000円の増額で、12節委託料33万円は制度改正に伴うシステム改修委託料です。 8目ひとり親家庭等医療対策費は、財源の組替えです。 13ページ。 3款2項1目児童福祉総務費135万3,000円の増額です。 7節報償費と11節役務費は、大念寺幼稚園の無償化対象外世帯に対するアンケート調査に要する経費です。 5目子ども医療対策費113万7,000円の増額です。制度改正に伴う経費です。 4款1項1目保健衛生総務費、325万6,000円の増額です。 1節報酬から8節旅費までは会計年度任用職員の任用によるもの、12節と13節は健康かるてシステムの改修が必要となったものです。 2目母子衛生費50万円は、未熟児養育医療費等の増額によるものです。 14ページです。 4款1項5目環境衛生費は6万9,000円の減額ですが、県南水道企業団繰出負担金の減と出資金の増によるものです。 4款2項2目塵芥し尿処理費100万円の増額は、資源ごみ等分別収集施設整備補助金の増額です。50万円を上限とし、工事価格の2分の1を助成をしているも
--	---

	のです。 5款1項3目農業振興費3,019万3,000円の増額です。 18節負担金補助及び交付金は、農業次世代人材投資資金248万4,000円、及び、新型コロナウイルスによる入国制限などの外国人技能実習生の雇用労働力を補うための機械導入支援として園芸産地労働力代替緊急支援事業補助金2,058万8,000円です。 22節の償還金は、過年度多面的機能支払交付金（組織交付金）の返還金を県に返還をするものです。 4目畜産費281万4,000円は、畜産農家に対する補助金。 5目農地費164万1,000円は、小石原川第2地区事業計画策定委託料。 6目農業土木費128万7,000円は、農業用施設の工事費の増額が必要となったものです。 5款2項2目林業振興費640万9,000円は、森林環境譲与税による森林経営管理制度支援業務及び栗田地区公有林整備事業の委託料です。 15ページです。 7款4項1目都市計画総務費794万円は、公共下水道雨水渠実施計画業務委託に伴う下水道事業会計繰出負担金754万円及び木造戸建住宅耐震改修工事補助金40万円の増額をするものです。 7款5項1目住宅管理費435万円の増額です。 12節委託料115万円は、城島団地跡地の嘱託登記事務等業務委託料です。 14節工事請負費の320万円は、井手団地と新太刀洗団地の注水ポンプ交換が必要になったこと、及び、マクリ団地解体工事を行うことによるものです。 9款1項教育総務費は、過年度補助金決定により財源の組替えを行うものです。 9款4項東小田小学校費939万円は、プール日よけ取付工事の工事内容変更により増額を行うものです。 10款1項農林水産業施設災害復旧費は、大雨による災害の復旧工事請負費です。 1目農林水産業施設災害復旧費が5,999万8,000円。 2目林道災害復旧費が2,059万9,000円の増額です。 16ページです。 10款2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費が2,349万8,000円。 2目河川災害復旧費が2,499万8,000円の増額です。 続きまして、歳入の説明をいたします。9ページをお願いします。 2款3項森林環境譲与税363万3,000円の増額によるものです。 12款1項地方交付税7,615万5,000円の減額は、本年度の普通交付税額の確定によるものです。 14款1項2目総務費分担金3万円は防犯灯新設費分担金。 10目災害復旧費分担金745万8,000円は現年発生農林施設災害復旧事業に伴う受益者分担金です。 16款1項4目衛生費国庫負担金16万3,000円は、未熟児養育医療費の増に伴う負担金です。 10目災害復旧費国庫負担金は4,607万7,000円の増額です。 16款2項2目総務費国庫補助金146万3,000円は、社会保障・税番号制度システム整備費の補助金です。 10ページです。 16款2項7目土木費国庫補助金10万円は、耐震改修工事補助金に対する交付
--	--

	金です。 16款3項国庫委託金27万2,000円は、幼稚園の無償化対象外アンケート調査に対する補助金です。 17款1項4目衛生費県負担金8万1,000円は、未熟児養育医療に対する補助金です。 17款2項5目農林水産業費県補助金2,588万6,000円は、歳出で説明をいたしました青年就農、畜産振興、園芸産地労働代替緊急支援事業の補助金です。 7目土木費県補助金は、木造戸建て住宅耐震改修に対する補助金です。 11ページです。 20款2項1目1節財政調整基金繰入金1,706万3,000円の減額は、今回補正の一般財源調整によるものです。 4節公共施設等整備基金繰入金は、東小田小学校プール日よけ設置工事に対する繰入れです。 6節森林環境譲与税基金繰入金は、森林経営管理制度支援業務等実施のため繰入れるものです。 21款繰越金の5,361万7,000円の増額は、前年度の決算額確定によるものです。 22款5項雑入の957万1,000円は、未熟児養育医療徴収金7万6,000円と、多面的機能支払交付金、町負担分の組織からの返還金949万5,000円です。 23款1項2目2節臨時財政対策債、5,080万5,000円の増額は、本年度の額確定によるものです。 5節公営企業債50万円は、県南水道企業団出資金の増に伴う増額です。 10目災害復旧債は6,220万円の増額で、公共土木施設災害3,430万円、農林水産施設災害2,790万円です。 以上で説明を終わります。よろしくお願いします。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	それでは、議案書の30ページをお開きいただきたいと思います。 議案第41号「令和2年度筑前町下水道事業会計補正予算（第1号）について」令和2年度筑前町下水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。本日付、町長名でございます。 恐れ入りますけれども、別冊の令和2年度筑前町下水道事業会計補正予算書（第1号）をお手元をお願いしたいと思います。それでは、説明に入らせていただきます。1ページをお開きいただきたいと思います。 令和2年度筑前町下水道事業会計補正予算（第1号）。 第1条 令和2年度筑前町下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。 第2条 令和2年度筑前町下水道事業会計予算 第4条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。 収入でございます。 第3款資本的収入 第3項補助金754万円でございます。 支出でございますけれども、第4款資本的支出 第1項建設改良費、同額の754万円でございます。 第3条、予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を「2億6,846万2,000円」から「2億7,600万2,000円」に改める。 内容につきましては、公共下水道事業、雨水渠の実施、設置を行うことにより、

	その設計業務を委託することに伴いまして今回の補正を行うものでございます。 以上で、下水道事業会計補正予算（第１号）の説明を終わらせていただきます。
議 長	議案の説明が終わりました。 会議規則第３５条の規定により、日程第１７から日程第２３までを一括議題とします。 お諮りします。 一括議題とした日程１７ 認定第１号から日程第２３ 認定第７号までは、全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をしたいと思いをします。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、全員をもって構成する決算審査特別委員会に付託し審査することに決定いたしました。 ここで、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。 ６番 深野良二議員
深野議員	決算審査特別委員会委員長に副議長の横山善美議員を、そして、副委員長に総務建設常任委員長であります木村博文議員を推薦いたします。
議 長	ただいま、６番 深野良二議員から発言がありましたように、委員長に横山善美副議長、副委員長に木村博文総務建設常任委員長ということでございます。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、横山善美副議長、決算審査特別委員会委員長就任の挨拶を演壇にてお願いをいたします。
横山議員	ただいま、決算審査特別委員会が設置をされ、私が委員長に指名されました。 議員各位も、ご承知のとおり、町の財政は非常に厳しくなっております。それだけに、決算審査にあたる議員各位も大変なご苦勞があろうかと存じますが、地方自治法で規定されておりますように、最少の経費で最大の効果を上げるように予算執行がされたかどうか、議会における予算審議の趣旨が十分生かされたか、また、予算の執行は適期に、しかも住民本位にされたかどうか、着眼すべき点は多々あろうかと存じます。委員会の審査期間には制約もありますので、最少の日数で最大の効果を上げることを念頭に置いて審査されるように、議員各位のご理解とご協力をお願いいたしまして、委員長就任のご挨拶といたします。
議 長	決算審査特別委員会委員長就任の挨拶が終わりました。
日程第２４	
議 長	日程第２４ 請願第２号「「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度２分の１復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書」について お手元にお配りいたしました請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告をいたします。
散 会	
議 長	以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 本日はこれで散会します。 お疲れさまでした。 (１ ６ : ３ ３)